

## 整備基準等（敷地面積に関すること）

（建築物の敷地面積の最低限度）……協議先：都市計画課

- 1 特定開発行為により一団の土地の区画を変更する場合は、開発許可条例第4条に定める基準（※下記参照）を準用して整備するものとする。ただし、地区計画又は建築協定で建築物の敷地面積の最低限度が定められている場合は、この限りでない。
- 2 次の各号に掲げる場合、建築物の敷地面積の最低限度は、開発許可条例第4条第1項各号に規定する基準の80パーセントとする。
  - (1) 法第29条第1項の規定による許可を要しない行為を開発許可条例第4条第1項第1号に掲げる地区内で行う場合
  - (2) 法第29条第1項の規定による許可を要しない行為を開発許可条例第4条第1項第2号に掲げる地区内で行う場合であって、次に掲げるとき。
    - ア 開発地において分割後の建築物の敷地の形状が整形であるとき
    - イ 開発地において分割後の建築物の敷地が路地状敷地とならないとき

開発許可条例第4条に定める基準

### 第1項

区 分	地 区 名	面 積
開発許可条例第4条第1項第1号に掲げる地区	美浜、入船、富岡、今川、弁天、舞浜、日の出、明海、高洲	165㎡以上
開発許可条例第4条第1項第2号に掲げる地区	上記以外の地区	100㎡以上

### 第2項

開発行為に係る開発区域の形状並びに予定される建築物の敷地の地形及び配置状況を考慮した場合において、良好な住居等の環境の形成又は保持の見地から支障がないと認められるときは、当該建築物の敷地面積の最低限度は前項各号に規定する最低限度の80パーセントとし、当該建築物の敷地面積の合計は当該開発行為の予定建築物に係る敷地面積の合計の20パーセントを限度とする。